

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案について (社会復帰促進等事業等に要する費用に充てるべき額の限度の改正関係)

1 改正の内容

- 社会復帰促進等事業に要する費用及び労働者災害補償保険事業の事務費（以下「社会復帰促進等事業等に要する費用」という。）に充てるべき額については、労働者災害補償保険法施行規則第43条において、
 - ① 労働者災害補償保険に係る労働保険料の額及び労働保険特別会計の労災勘定の積立金から生ずる収入の額
 - ② 労働保険特別会計の労災勘定の附属雑収入の額及び同会計の徴収勘定からの繰入附属雑収入の額（厚生労働大臣が定める基準により算定した額に限る。以下「繰入附属雑収入額」という。）の合計額（以下「労災保険に係る労働保険料の額等の合計額」という。）の120分の20を乗じて得た額に、
 - ③ 労働保険特別会計の労災勘定の附属雑収入の額及び繰入附属雑収入額から②に掲げる額を控除した額を加えて得た額を限度とすることが定められている。

- 今回の労災保険率の改定においては、社会復帰促進等事業に必要な料率を、従来の1000分の1.4から1000分の1.1に引き下げたところであり、これを踏まえ、社会復帰促進等事業等に要する費用に充てるべき額の限度として定められている労災保険に係る労働保険料の額等の合計額に対する割合を、現行の120分の20から118分の18に引き下げることとする（別紙参照）。

2 施行期日

平成21年4月1日

社会復帰促進等事業等に要する費用に充てるべき額の限度について

| 限度額割合 | 限度額 | 料率換算値 |
|---------------|----------------|-------------|
| | 百万円 | 1/1,000 |
| 20/120 | 179,261 | 1.18 |
| 19/119 | 171,965 | 1.13 |
| <u>18/118</u> | <u>164,546</u> | <u>1.08</u> |

○限度額は平成21年度予算額をもとに算出

$$1,041,872\text{百万円} \times 18/118 + 5,616\text{百万円} = \underline{164,546\text{百万円}}$$

〔 労災保険に係る労働保険料の額等の合計額 〕 (附属雑収入等の額)

○料率換算値は限度額及び平成21年度料率改定時の賃金総額をもとに算出

$$164,546\text{百万円} \div 152,257,661\text{百万円} \times 1000 = \underline{1.08}$$

(料率改定時賃金総額)

(参考)

○社会復帰促進等事業等に係る保険料収入

$$152,257,661\text{百万円} \times 1.1/1000 = \underline{167,483\text{百万円}}$$

(料率改定時賃金総額) × (社会復帰促進等事業分料率)